

子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)の申請期限間近です

新型コロナウイルスの影響の長期化による失業や収入減少の中で、食費などの物価高騰による支出の増加に対する子育て世帯への支援のため、給付金支給を実施しています。申請期限が【令和5年2月末まで】となっていますので、要件に該当する場合は必要書類を準備のうえ、申請を行ってください。

- 1. 支給対象要件** ①②の両方に当てはまる人(※ひとり親世帯分の給付金受給済みの場合を除く)
①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母など(令和5年2月末までに生まれた新生児などを養育する人も対象です)
②令和4年度住民税(均等割)非課税の人または令和4年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人
- 2. 支給手続き** ■児童手当を受給している世帯については、令和4年9月から順次、申請不要での積極支給を行っています。
■上記の要件に該当し、高校生のみ養育している、収入が急変したなどの場合…
 - ・給付金を受け取るには申請が必要です。
 - ・父・母ともに住民税非課税または住民税非課税相当の収入であることをご確認のうえ「生計を維持する程度が高い者」を申請者として申請してください。
 - ・子ども課窓口に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに居住地の窓口に直接または郵送でご提出ください。

申請期限

令和5年
2月末まで

問 子ども課 ☎32-5078

戦没者などのご遺族の皆さまへ

第11回特別弔慰金の請求期限が近づいています。**3月31日までに**、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第11回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。未請求者には、県からご案内の通知を送らせていただいております。

■ 支給対象者

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族一人に支給します。

支給対象者は、戦没者などの死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
 2. 戦没者などの子
 3. 戦没者などの①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- ※戦没者などの死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪 など)
- ※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった人に限ります。

■ 支給内容

国債名称 第十一回特別弔慰金国庫債券 い号
額面 25万円(5年償還)

■ 請求窓口

健康福祉課

問 健康福祉課 ☎32-1105

がん患者医療用補正具購入費の助成について

がん患者の治療と就労や社会参加などとの両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、医療用補正具購入費用の一部を助成しています。必要書類は町保健センターにてお渡しします。申請書兼請求書は町ホームページでダウンロードすることもできます。

	内容
対象者 右記の全てに 該当する人	(1)補正具購入について、過去に都道府県および他の市町村から助成を受けていないことまたは受ける予定がない。 (2)補正具を購入した日および申請時に町内に住所を有し、引き続き町内に住所を有している。 (3)がんの治療に伴う脱毛または乳房の切除により、治療と就労、社会参加などとの両立に支障が出る、または出るおそれのある人。 (4)町税を完納している。
助成内容	令和4年4月1日以降に購入したがん患者の医療用補正具で、お一人につき、医療用ウィッグと乳房補正具それぞれ1台ずつ、1回限り助成します。 助成額はそれぞれ、当該購入費用の額(2万円を上限とする)
注意事項	令和4年4月1日から令和5年3月31日に購入した分の申請書兼請求書の提出期限は、令和5年3月31日です。

問 町保健センター ☎32-9025